

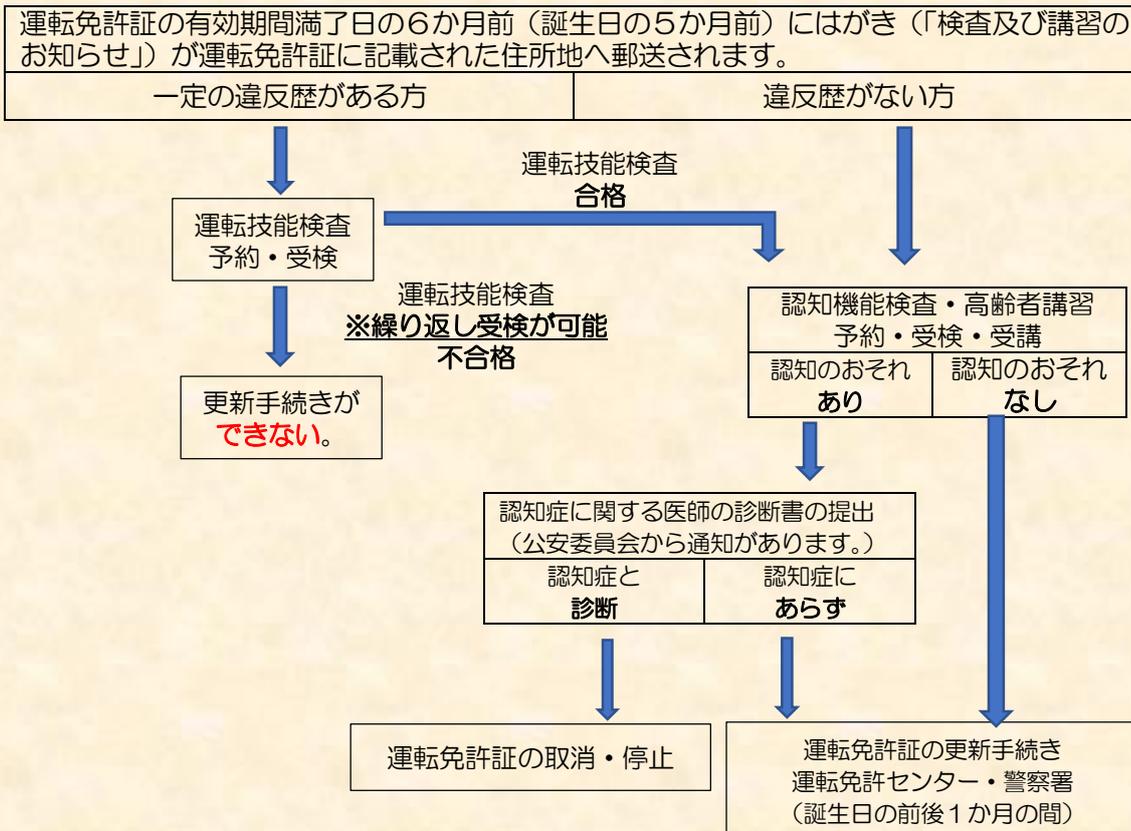
～運転免許証の有効期間満了日の年齢が75歳以上の方の免許更新について～

■運転技能検査・認知機能検査・高齢者講習について■

- 運転免許証の有効期間満了日（誕生日の1か月後の日）の年齢が75歳以上の方が運転免許証を更新する場合は、更新手続きを行う日までに認知機能検査・高齢者講習を受検・受講する必要があります。
- 一定の違反歴のある方は、運転技能検査も受検する必要があります。
- 県内にお住まいの方は、希望する[自動車教習所](#)に問い合わせの上、予約して、受（検）講してください。



■免許更新までの流れ■



■運転技能検査について■

- 一定の交通違反や事故歴のある方は、運転免許証を更新する際、運転技能検査を受検し、合格しなければ更新できません。
- 一定の違反行為とは、

○信号無視	○通行区分違反	○通行帯違反等
○横断等禁止違反	○踏切不停止等・遮断踏切立入	○速度超過
○交差点右左折方法違反等	○横断歩行者等妨害等	○交差点安全進行義務違反等
○安全運転義務違反	○携帯電話使用等	

 が対象となります。
- 検査の内容は、実際にコース内を走行し、いくつかの課題を実施し、減点方式で採点します。
なお、普通自動車対応免許を有する方であり、原付、小特、二輪、大特免許のみの保有者は、対象ではありません。

- 運転技能検査は、運転免許証の有効期限満了日までは繰り返し受検できます。
- 運転技能検査の対象者であるか否かは、送付されるハガキでご確認ください。

■認知機能検査について■

ご自身の記憶力・判断力を知っていただくための簡易検査です。

詳しくは、「[認知機能検査について](#)」[警察庁HP（外部リンク）](#)を確認してください。

- 検査の結果、「認知のおそれあり」の判定を受けた方は、認知症に関する医師の診断書の提出が必要である旨の通知を公安委員会から行います。
公安委員会からの通知に従って手続きをしてください。
※ 診断の前に免許の更新をすることができますが、認知症と診断された場合には、運転免許の取消等の行政処分の対象となります。
- 医師による認知症に関する診断書を提出することにより検査が免除される場合があります。詳しくは運転免許センター（089-934-0110）までお問い合わせください。

■高齢者講習について■

高齢者講習の内容は、

- ・ 2時間（適性検査・座学 1時間、実車指導 1時間）

※ 以下の方は、1時間（適性検査・座学のみ）

- ・ 普通自動車を運転できる免許を保有していない方
- ・ 運転技能検査を受検された方

■手数料について■

受講を希望する[自動車教習所](#)にお問い合わせください。



■高齢者講習後の手続きについて■

運転免許センター、警察署で更新手続きを行います（再度、講習を受けることはありません）。

更新手続きの際、以下の書類を忘れないように持参してください。

☆「認知機能検査等結果通知書」又は「認定認知機能検査等結果通知書」

☆「高齢者講習終了証明書」又は「運転免許取得者教育（高齢者講習同等）終了証明書」

☆ 運転技能検査を受検した方は、

「運転技能検査受検結果証明書」又は「認定運転技能検査受検結果証明書」

